

見直し方針における検討対象事項の措置状況について

	国から地方公共団体への移譲等 (当面の方針)				合計 (見直し方針の事項ベースで整理。共管省の重複は除く。)	都道府県から指定都市への移譲等 (第30次地制調答申)
	移譲する方向で見直すもの	地方が、各省提示の権限に加え、関連権限の移譲を求めているもの、財源措置の調整が必要なもの	移譲以外の見直しを行うもの	各省が国に残すべきとし、地方が移譲すべきとするもの		
見直し方針に盛り込む事項	47	7	3	9	66	33
◎ 移譲する事務・権限	(45)	(3)			(48)	(29)
○ 移譲以外の見直しを行う事務・権限	(2)	(4)	(3)	(9)	(18)	(4)
見直し方針に盛り込まない事項		21		13	34	31
※1 地方・各省の調整が整わなかった事務・権限		(19)		(11)	(30)	(23)
※2 地方が移譲の要望を取り下げた事務・権限		(2)		(2)	(4)	
※3 現行法により指定都市が処理することができる事務・権限						(8)
合計	47	28	3	22	100	64

(注)・国から地方公共団体への移譲等 : 検討対象事項のうち、見直し方針に盛り込む事項は、地方が取り下げた事項を除く 96 事項中 66 事項 (69%)。
 ・都道府県から指定都市への移譲等 : 検討対象事項のうち、見直し方針に盛り込む事項 (現行法で可能なものを含む。) は、64 事項中 41 事項 (64%)。